

年金記録問題への対応の実施計画(工程表)の改定

工程表の位置付け等

- ・ 機構としての年金記録問題の作業目標を定めたもの(22年3月の機構理事会で決定)(23年3月25日の機構理事会で改定決定)
- ・ 22年度から25年度までの4年間を期間とし、年度毎に見直す

◎ 記 録 問 題 の 当 面 の 重 点 課 題

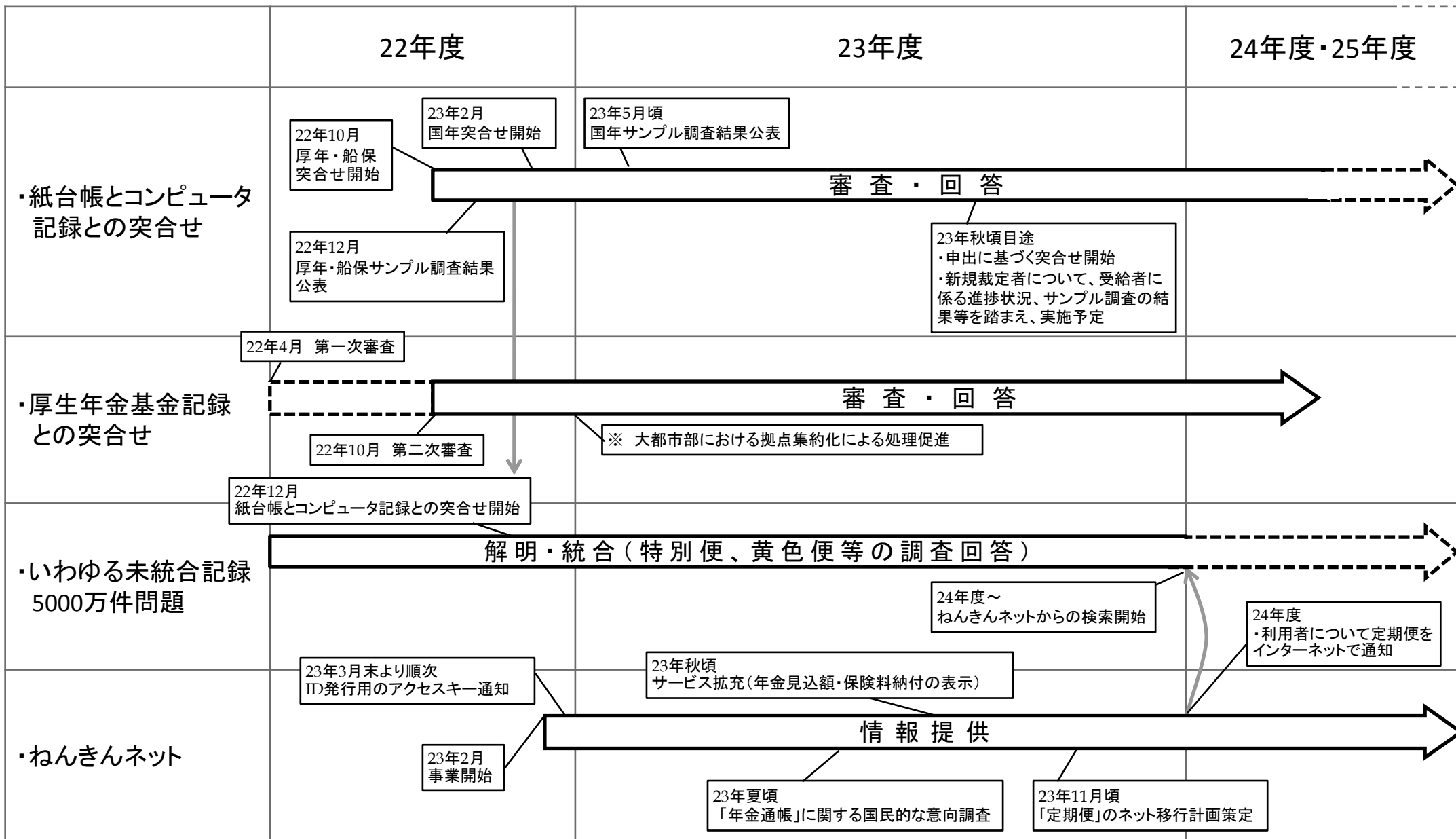
◎ 工 程 表 改 定 の ポ イ ン ト

◎ 改 定 工 程 表 の 概 要

◎ 改 定 工 程 表

平成 23 年 4 月 5 日
日 本 年 金 機 構

記録問題の当面の重点課題のスケジュール



工程表改定のポイント

【改定の基本的考え方】

- 初年度の工程表の重点目標であった、ねんきん特別便等の処理が概ね期限どおり達成されたことを踏まえ、
- 今後の重点課題である、①紙台帳とコンピュータ記録との突合せ、②厚生年金基金記録との突合せ、③ねんきんネットなどについて、具体的な取組・処理目標を盛り込んだ。

【主な取り組み】

①ねんきん特別便・定期便等関係

- 22 年3月以前受付分と22 年4月以降受付分について、それぞれ処理期限目標を設定した上で、記録の確認作業を行う。

②紙台帳とコンピュータ記録との突合せ関係

- 本年5月頃に、国民年金の突合せのサンプル調査の結果をまとめ、24 年度以降の突合せ作業の全体像を整理した上で、突合せを希望する方の申出への対応等を行う。

③厚生年金基金記録との突合せ関係

- 大都市部において集中的に作業を実施するための拠点を立ち上げ、進捗管理を徹底しながら審査を進め、24 年 10 月末までに厚生年金基金等から二次審査の依頼があったものについて、24 年度末までを目途に処理を行う。

④ねんきんネット関係

- 本年秋を目途に、年金見込額の試算や保険料納付済額の表示等の機能追加を行う。
- ねんきんネットの利用者について、24 年度の定期便から、インターネットによる通知など郵送からインターネットサービスへの移行を進めるための準備を進める。
- 24 年度以降、約 5000 万件の未統合記録について、ねんきんネットから、氏名等のあいまい検索が可能となるよう準備を進める。

年金記録問題への対応の実施計画（工程表）〈改定〉〈概要〉

	23年度 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月										24年度	25年度
1 資格照会 (1) 受給者及び事務所来訪加入者 ①22年3月以前受付分 ・一般照会及び特別便 ・黄色便 ②23年3月以前受付分 ・一般照会及び特別便 ・黄色便 (2) 加入者 23年3月以前受付分												
	(備考1) 共済組合等への照会を要するものについては、共済組合等から23年度中に回答を得て処理することを目指す (備考2) 厚生年金等の旧台帳に係る調査において突合せができなかった共済年金受給者について、住基ネットを活用した突合せにより一致した者に対し、23年度中に確認のお知らせを送付											
	〔23年9月末を目途に確認作業を行う〕											
	〔23年9月末を目途に確認作業を行う〕											
	〔23年9月末を目途に確認作業を行う（処理困難ケースを除く）〕											
2 ねんきん定期便 ①22年3月以前受付分 ②23年3月以前受付分												
	〔23年9月末を目途に確認作業を行う〕											
3 受給者等への標準報酬等のお知らせ（受給者便） ①22年3月以前受付分 ②23年3月以前受付分												
	〔23年9月末を目途に確認作業を行う〕											
4 標準報酬等の遡及訂正事案												
	〔23年9月末を目途に確認作業を行う〕											
5 年金事務所段階での記録回復の促進												
	〔23年12月末を目途に確認作業を行う（処理困難ケースを除く）〕											
4 標準報酬等の遡及訂正事案	・ねんきん定期便等に対する回答等を踏まえ、21年12月に定められた6.9万件該当事案についての新基準や給与明細書等がある場合における基準等に基づき、記録回復を進める ・滞納事業所における資格喪失日の遡及訂正事案についてのサンプル調査を行い、その結果を踏まえ更なる記録回復方策について検討											
	・21年12月に定められた国民年金、脱退手当金に関する基準及び、22年4月に定められた脱退手当金に関する新基準等に基づき、救済を進める ・これまでの第三者委員会におけるあっせん・非あっせん事案についての分析やサンプル調査の結果等を踏まえ更なる記録回復方策を検討											
5 年金事務所段階での記録回復の促進	・ねんきん定期便等に対する回答等を踏まえ、21年12月に定められた6.9万件該当事案についての新基準や給与明細書等がある場合における基準等に基づき、記録回復を進める ・滞納事業所における資格喪失日の遡及訂正事案についてのサンプル調査を行い、その結果を踏まえ更なる記録回復方策について検討											
	・21年12月に定められた国民年金、脱退手当金に関する基準及び、22年4月に定められた脱退手当金に関する新基準等に基づき、救済を進める ・これまでの第三者委員会におけるあっせん・非あっせん事案についての分析やサンプル調査の結果等を踏まえ更なる記録回復方策を検討											

	23年度									24年度	25年度
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		
6 年金を受給できる可能性がある未受給者への対策	・ 21年12月に送付した「年金の加入期間に関するお知らせ」の対象者に対して、引き続ききめ細やかな相談対応を行う ・ 22年9月に「お知らせ」を送付した25年の受給資格期間を満たしていながら請求を行っていない者及び70歳までの間の保険料納付により受給資格期間を満たす者に対して、きめ細やかな相談対応を行う ・ 上記相談対応の状況等についてフォローアップを行い、必要な対応を行う										
7 厚生年金基金記録との突合せ	24年10月末までに基金等から報告があったものについて 25年3月末までを目途に必要な記録訂正を進める										
8 紙台帳等とコンピュータ記録との突合せ	・ 25年度までの全件照合を念頭に、年齢の高い受給者から順次突合せを行う ・ 23年度に、年金事務所において突合せの受付を開始し、申出者に対する突合せを実施するとともに、新規裁定者の突合せについて、受給者に係る進捗状況、サンプル調査の結果等を踏まえ、23年秋以降の実施を検討する ・ 紙台帳等とコンピュータ記録との突合せの進捗状況につき、定期的(概ね2か月ごと)に公表する										
9 再裁定等	○再裁定の進達： 年金事務所における申出受付から本部への進達について0.5か月の平均処理期間を維持する。 ○再裁定の処理： 2.5か月程度(進達期間を合わせて3か月程度)での処理を維持する。 ○時効特例給付： 支払いのための期間を概ね2か月程度とすることを目指す。 ○特別加算金の支給： 遅延加算金法に基づく特別加算金の支給について、円滑かつ迅速な処理に努める。										

※環境の整備等

1 「ねんきんネット」を通じた年金情報の提供

① サービスの向上

- ・秋を目途に、ねんきん見込み額の試算や保険料納付済額の表示など、更なる機能追加を行う。また、自宅でインターネットが利用できない方に対して、「ねんきんネット」で確認できる情報を、協力の得られた市区町村や郵便局において提供を行うとともに、その求めに応じ郵送するサービスの実施について検討を行う。
- ・24年度の「ねんきん定期便」からインターネットによる通知を行うなど日本年金機構が行う情報提供について、郵送からインターネットサービスへの移行を進めるための準備を進める。

② 年金記録問題への活用

- ・秋を目途に、国民年金特殊台帳の突合せ作業において不一致となった死亡者の情報を「ねんきんネット」から検索可能とする。
- ・24年度以降、約5000万件の未統合記録等について、「ねんきんネット」から、氏名等のあいまい検索が可能となるよう準備作業を進める。

2 ねんきん特別便等の未回答者及び未送達者への対応

- ・ねんきん定期便を送付する際、ねんきん特別便等に回答がない加入者に対する回答の勧奨を実施する。
- ・ねんきん特別便等が未送達の方に対し、住民基本台帳ネットワークより直近の住所を把握し、秋以降順次、改めて送付を行う。

3 その他

- ・年金相談体制の充実を図る。
- ・年金記録の確認に係る情報など、市区町村や関係団体の広報誌への掲載、年金委員等を通じた周知等を進める。

[備考]23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震等の影響により、作業が遅延する可能性がある。

(参考)各事項について

○ねんきん特別便

全ての受給者・加入者(約1億9百万人)に加入記録を送付(19年12月から20年10月まで)し、漏れや誤りを本人に確認していただくもの。「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。

○黄色便

未統合記録約5000万件について、「ねんきん特別便」による記録確認の取組と並行して、住民基本台帳ネットワークシステムや旧姓等の氏名変更履歴などとの突合せにより、未統合記録の持ち主である可能性がある方に20年6月から21年12月の間に「年金記録確認のお知らせ」を送付し、記録の確認作業を行っている。

○グレー便

マイクロフィルムの形で保管されている厚生年金等の旧台帳記録と基礎年金番号記録との突合せの結果、旧台帳記録が本人の記録である可能性がある方約68万人に対して、20年5月に「年金加入記録の確認のお知らせ」を送付し、記録の確認作業を行っているもの。連絡先(電話番号等)の連絡をいただいた方について、個別に電話や訪問による記録の確認作業を行っている。

○ねんきん定期便

21年4月より、全ての現役加入者の方に対し、年金加入期間、保険料納付額及び年金見込額などを毎年誕生月にお知らせしているもの。「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。

○受給者便

厚生年金受給者等に対し、標準報酬月額の情報を含むお知らせを送付し、標準報酬月額及び資格期間に漏れや誤りがないかをご本人に確認していただくもの。21年12月から22年11月にかけて送付をし、「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。

○標準報酬等の遡及訂正事案

不適正な標準報酬等の遡及訂正処理が行われた可能性がある記録として抽出した以下の3条件全てに該当する記録(約6.9万件)のうち、厚生年金の受給者の分約2万件について、20年10月から実施した戸別訪問調査の結果を踏まえ、必要な記録回復を行ってきたところ。さらに、ねんきん定期便や受給者便に対する回答等を踏まえ、約2万件以外の事案についても、必要な記録回復を進めている。

- ①標準報酬月額の引き下げ処理と同日若しくは翌日に資格喪失処理が行われている。
- ②5等級以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。
- ③6か月以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。

○再裁定進達

年金受給者の受給権発生日以前の被保険者記録を訂正したことで年金の決定を改めて行う必要が生じた場合に、年金裁定に係る関係書類を年金事務所から機構本部に送付すること。

○時効特例給付

平成19年に制定された「厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律」に基づき、記録の統合等に伴い新たに判明した年金記録の追加により年金額の増加が図られる場合に、既に時効により消滅した5年より前の期間分の年金についてお支払いするもの。

○特別加算金の支給

平成21年に制定された「厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律」に基づき、時効特例給付に一定の加算を行うもの。

平成 22 年 3 月 26 日
日本年金機構理事会決定
平成 23 年 3 月 25 日改定

年金記録問題への対応の実施計画(工程表)

I 実施計画の位置付け等

1 実施計画の期間

- 22 年度から 25 年度までの 4 年間とする。

2 実施計画の位置付け

- 日本年金機構中期計画において「年金記録問題の解決に向け、以下の取組を計画的に進める。」とされていることに基づく実施計画(工程表)とする。

3 実施計画の見直し

- 実施状況等を踏まえ、少なくとも年度毎に見直しを行う。

II 作業項目と進捗目標

1 資格照会(一般の資格照会、ねんきん特別便、黄色便等)

※ねんきん特別便

全ての受給者・加入者(約 1 億 9 百万人)に加入記録を送付(19 年 12 月から 20 年 10 月まで)し、漏れや誤りを本人に確認していただくもの。「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。

※年金記録の確認のお知らせ(黄色便)

未統合記録約 5000 万件について、「ねんきん特別便」による記録確認の取組と並行して、住民基本台帳ネットワークシステムや旧姓等の氏名変更履歴などとの突合せにより、未統合記録の持ち主である可能性がある方に 20 年 6 月から 21 年 12 月の間に「年金記録確認のお知らせ」を送付し、記録の確認作業を行っているもの。

(1) 受給者及び事務所来訪加入者(地方組織担当)

① 22 年 3 月以前受付け分

- 一般の資格照会及びねんきん特別便の処理困難なケース(国民年金市区町村照会(CSV 関連を含む)、本部照会、他県年金事務所照会)については、23 年 9 月末までを目途に確認作業を行う。

- 年金記録の確認のお知らせ（黄色便）の処理困難なケース（国民年金市区町村照会（ＣＳＶ関連を含む）、本部照会、他県年金事務所照会）については、２３年９月末までを目途に確認作業を行う。

② ２２年４月以降受付け分

- ２３年３月以前に受け付けた一般の資格照会及びねんきん特別便については、処理困難なケース（国民年金市区町村照会（ＣＳＶ関連を含む）、本部照会、他県年金事務所照会）を除き、２３年９月末までを目途に確認作業を行う。
- ２３年３月以前に受け付けた黄色便については、処理困難なケース（国民年金市区町村照会（ＣＳＶ関連を含む）、本部照会、他県年金事務所照会）を除き、２３年１２月末までを目途に確認作業を行う。

(2) 加入者(本部担当)

- ２３年３月以前に受け付けたねんきん特別便及び黄色便は、処理困難なケース（国民年金市区町村照会（ＣＳＶ関連を含む）、年金事務所照会）を除き、２３年９月末までを目途に確認作業を行う。

[備考 1] 共済期間の確認を要するもので、共済組合等への照会を要するもの（共済過去記録と本人申出が相違しているもの等）については、共済組合等から２３年度中に回答を得て処理することを目指す。

[備考 2] 厚生年金等の旧台帳（1466 万件）に係る調査（グレー便の送付）において、突合せができなかった共済年金受給者について、住民基本台帳ネットワークシステムからカナ氏名を取得して再度突合せを行い、一致した者に対し、２３年度中に年金記録確認のお知らせを送付する。

2 ねんきん定期便

※ねんきん定期便

21 年 4 月より、全ての現役加入者の方に対し、年金加入期間、保険料納付額及び年金見込額などを毎年誕生月にお知らせしているもの。「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。

(1) 厚生年金標準報酬相違・国民年金納付記録相違関係(地方組織担当)

① ２２年３月以前受付け分

- ２２年３月以前受付け分で、処理困難なケース（国民年金市区町村照会（ＣＳＶ関連を含む）、本部照会、他県年金事務所照会）について、２３年９月末までを目途に確認作業を行う。

② 22年4月以降受付け分

- 23年3月以前に受け付けた分について、処理困難なケース（国民年金市区町村照会（CSV関連を含む）、本部照会、他県年金事務所照会）を除き、23年12月末までを目途に確認作業を行う。

(2)厚生年金・国民年金期間相違関係(本部担当)

① 22年3月以前受付け分

- 22年3月以前受付け分で、処理困難ケース（国民年金市区町村照会（CSV関連を含む）、年金事務所照会）について、23年9月末までを目途に確認作業を行う。

② 22年4月以降受付け分

- 23年3月以前に受け付けた分について、処理困難なケース（国民年金市区町村照会（CSV関連を含む）、年金事務所照会）を除き、23年12月末までを目途に確認作業を行う。

3 受給者等への標準報酬等のお知らせ(受給者便)(地方組織担当)

※受給者等への標準報酬等のお知らせ（受給者便）

厚生年金受給者等に対し、標準報酬月額の情報を含むお知らせを送付（21年12月から22年11月まで）し、標準報酬月額及び資格期間に漏れや誤りがないかをご本人に確認していただくもの。「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。

① 22年3月以前受付け分

- 22年3月以前受付け分で、処理困難なケース（国民年金市区町村照会（CSV関連を含む）、本部照会、他県年金事務所照会）について、23年9月末までを目途に確認作業を行う。

② 22年4月以降受付け分

- 23年3月以前に受け付けた分について、処理困難なケース（国民年金市区町村照会（CSV関連を含む）、本部照会、他県年金事務所照会）を除き、23年12月末までを目途に確認作業を行う。

4 標準報酬等の遡及訂正事案

(1)新基準等に基づく記録回復(地方組織担当)

- ねんきん定期便や受給者等への標準報酬等のお知らせ（受給者便）に対する回答等を踏まえ、21年12月に定められた6.9万件該当事案（不適正な遡及訂正処理が行われた可能性がある記録の抽出に用いられた3条件全てに該当する事案）についての新基準や給与明細書等がある場合における基準等に基づき、遡及訂正された標準報酬等の記録回復を

進める。

- ※不適正な遡及訂正処理が行われた可能性がある記録の抽出に用いた3条件
- ①標準報酬月額を引き下げ処理と同日若しくは翌日に資格喪失処理が行われている。
 - ②5等級以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。
 - ③6か月以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。

(2)今後の検討(本部担当)

- 滞納事業所における資格喪失日の遡及訂正事案についてのサンプル調査を行い、その結果を踏まえ更なる記録回復方策について検討を行う。

5 年金事務所段階における記録回復の促進

(1)新基準等に基づく記録回復(地方組織担当)

- 21年12月に定められた国民年金及び脱退手当金に関する記録回復基準、22年4月に定められた脱退手当金に関する記録回復基準等に基づき、救済を進める。

(2)今後の検討(本部担当)

- これまでの第三者委員会におけるあっせん事案及び非あっせん事案についての分析やサンプル調査の結果等を踏まえ、更なる記録回復方策について検討を行う。
- 記録回復作業の効率化、迅速化に資する各種参考資料の整備及び検索の容易化を図る。

6 年金を受給できる可能性がある未受給者への対策(地方組織・本部担当)

- ※オンライン記録では受給資格期間を満たさない方約50万人に対して、21年12月に、「年金の加入期間に関するお知らせ」を送付して、合算対象期間等の受給資格期間として算定される期間の有無について注意喚起を行うとともに、任意加入制度の周知を図った。

- 21年12月に送付した「年金の加入期間に関するお知らせ」の対象者に対して、「私の履歴整理表」や「受給資格期間判別システム」の活用を促進するなどにより、引き続き年金事務所等できめ細やかな相談対応を行う。
- 22年9月に「お知らせ」を送付した25年の受給資格期間を満たしていながら請求を行っていない者及び70歳までの間の保険料納付により受給資格期間を満たす者に対して、年金事務所等できめ細やかな相談対応を行う。
- 本部においては、「年金の加入期間に関するお知らせ」等送付後の相談

対応の状況等についてフォローアップを行い、その結果を踏まえ、必要な対応を行う。

- 年金の受給資格等に関する相談対応において、必要に応じ、国家公務員共済組合連合会から提供を受けた旧令共済組合に関するデータを活用し、年金記録の確認を行う。

7 厚生年金基金記録との突合せ(地方組織・本部担当)

- 厚生年金基金等との連携を図りながら第1次審査及び第2次審査を進める。第2次審査については、24年10月末までに厚生年金基金等から適用事業所の人事記録等の調査結果の報告があったものについて、25年3月末までを目途に必要な記録訂正を進める。

8 紙台帳等とコンピュータ記録の突合せ

(1) 突合せ作業の実施(地方組織担当)

- 紙台帳等とコンピュータ記録の突合せを、優先順位を付けた上で効率的に実施する。25年度までの全件照合を念頭に、年齢の高い受給者から順次突き合わせを行う。更に23年度に、年金事務所において突合せの申出の受付を開始し、申出者に対する突合せを実施するとともに、新規裁定者の突合せについて、受給者に係る進捗状況、サンプル調査の結果等を踏まえ、23年秋以降の実施を検討する。

(2) 進捗状況の公表(本部担当)

- 紙台帳等とコンピュータ記録の突合せの進捗状況につき、定期的(概ね2か月ごと)に公表する。

9 再裁定等

(1) 再裁定の進達(地方組織担当)

※再裁定の進達

年金受給者の受給権発生日以前の被保険者記録を訂正したことで年金の決定を改めて行う必要が生じた場合に、年金裁定に係る関係書類を年金事務所から機構本部に送付すること。

- 年金事務所における再裁定の申出受付から本部への進達について、0.5か月の平均処理期間を維持する。

【備考】紙台帳等とコンピュータ記録の突合せを契機とした再裁定に関しては、記録突合センターにおける再裁定の申出受付(複数の年金受給権を有する受給者等、突合せ後の記録補正に関し年金事務所においてご本人から選択届等をいただく必要があるものにあつては、年金事務所における選択届等の受付)から本

部への進達について、平均処理期間を0.5か月程度とすることを目指す。

(2)再裁定の処理(本部担当)

- 再裁定の処理については、2.5か月程度（進達期間を合わせて3か月程度）での処理を維持する。

(3)時効特例給付(本部担当)

※時効特例給付

平成19年に制定された「厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律」に基づき、記録の統合等に伴い新たに判明した年金記録の追加により年金額の増加が図られる場合に、既に時効により消滅した5年より前の期間分の年金についてお支払いするもの。

- 時効特例給付については、時効特例給付の支払いのための期間を概ね2か月程度とすることを目指す。

(4)特別加算金の支給(地方組織・本部担当)

※特別加算金の支給

平成21年に制定された「厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律」に基づき、時効特例給付に一定の加算を行うもの。

- 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律に基づく特別加算金の支給について、円滑かつ迅速な処理に努める。

Ⅲ 環境の整備等

1 「ねんきんネット」を通じた年金情報の提供

(1)サービスの向上

- インターネットでの年金記録の確認がより便利にできるよう、「ねんきんネット」について、23年秋を目途に、年金見込額の試算や保険料納付済額の表示など、更なる機能追加を行う。また、自宅でインターネットが利用できない方に対して、「ねんきんネット」で確認できる情報を、①協力の得られた市区町村において提供するサービスを実施するとともに、郵便局でも試行的に実施するほか、②その求めに応じ郵送するサービスの実施について検討を行う。
- 「ねんきんネット」の利用者について、24年度の「ねんきん定期便」からインターネットによる通知を行うなど日本年金機構が行う情報提供について、郵送からインターネットサービスへの移行を進めるための準備を進める。
- 併せて、年金通帳について、国民の意向に関し調査を行い、検討を進

める。

(2) 年金記録問題への活用

- 23年秋を目途に、国民年金特殊台帳の突合せ作業において不一致となった死亡者（遺族年金を受給する遺族がいる者を除く）の情報を「ねんきんネット」から検索可能とする。
- また、24年度以降、約5000万件の未統合記録等について、「ねんきんネット」から、氏名等のあいまい検索が可能となるよう準備作業を進める。

2 ねんきん特別便等の未回答者及び未送達者への対応

- 23年4月から送付するねんきん定期便の中で、ねんきん特別便等に回答がない加入者に対する回答の勧奨を実施する。
 - ※ ねんきん特別便等に回答がない受給者に対しては、「ねんきんネットのID等のお知らせ」の中で回答の勧奨を実施。
- ねんきん特別便、ねんきん定期便等が未送達の方に対し、住民基本台帳ネットワークより直近の住所を把握し、23年秋以降順次、改めて送付を行う。

3 相談体制

- 年金相談の充実を図るため、街角の年金相談センターとの連携、研修等による相談能力の向上、窓口仕分けや相談事跡管理システム等による相談の効率化、ブロック本部による混雑事務所の個別対策指導、遠隔地や混雑地への出張相談(常設出張相談所を含む。)の実施等を行う。
- 「ねんきんネット」の照会及び電話相談への対応の充実を図るため、ねんきんダイヤル(一般相談)の体制強化、研修等による相談能力の向上、集中時期のオペレータ席数の増強等を行う。

4 関係団体等への協力依頼

- 「ねんきんネット」の利用の呼びかけや年金を受給できる可能性がある未受給者への対策(合算対象期間、請求手続等)について、市区町村や関係団体の広報誌への掲載、年金委員等を通じた周知等を進める。

[備考] 23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震等の影響により、作業が遅延する可能性がある。

—参考資料—

○年金記録問題への対応の実施計画(工程表)(22 年 3 月決定)

○年金記録問題への対応の実施計画(工程表)＜改定＞の各項目に係る処理状況(23 年 2 月末)

○未統合記録 5,095 万件の解明状況(平成 23 年 3 月)

〔平成 22 年 3 月 26 日〕
日本年金機構理事会決定

年金記録問題への対応の実施計画(工程表)

I 実施計画の位置付け等

1 実施計画の期間

- 22年度から25年度までの4年間とする。

2 実施計画の位置付け

- 日本年金機構中期計画において「年金記録問題の解決に向け、以下の取組を計画的に進める。」とされていることに基づく実施計画(工程表)とする。

3 実施計画の見直し

- 実施状況等を踏まえ、少なくとも年度毎に見直しを行う。

II 作業項目と進捗目標

1 ねんきん特別便(一般の資格照会を含む)

※ねんきん特別便

全ての受給者・加入者(約1億9百万人)に加入記録を送付(19年12月から20年10月まで)し、漏れや誤りを本人に確認していただくもの。「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。

(1)受給者及び事務所来訪加入者(地方組織担当)

① 21年3月以前受付け分

- 21年12月末時点で未処理となっている処理困難なケース(国民年金市区町村照会、本部照会、他県年金事務所照会)について、22年7月末までを目途に確認作業を行う。

② 21年4月以降受付け分

- 22年3月末までに受け付けた分について、処理困難なケース(国民年金市区町村照会、本部照会、他県年金事務所照会)を除き、22年9月末までを目途に確認作業を行う。

(2)加入者(本部担当)

①21年3月以前受付け分

- 21年12月末時点で未処理となっているものは、本部と地方組織とで処理を分担し、22年7月末までを目途に確認作業を行う。

②21年4月以降受付け分

- 22年3月末までの受付け分は、加入要件等についての説明やケースに即した個別判断が必要なもの等を除き、22年7月末までを目途に確認作業を行う。

注)共済期間の確認を要するものについては、共済組合から提供された共済過去記録(平成9年の基礎年金番号導入前に共済資格を喪失した者の記録)により確認を行うことができるものは、上記(1)及び(2)により作業を行うこととし、更に共済組合等への照会を要するもの(共済過去記録と本人申出が相違しているもの等)は、共済組合等から速やかに回答を得て迅速に処理することを目指す。

2 フォローアップ照会

※フォローアップ照会

20年3月までに年金受給者の方に送付した「名寄せ特別便」に対して、「訂正なし」と回答をいただいた方及び未回答の方であって、未統合記録が結び付く可能性の高い方約88万人を対象として、電話、訪問及び文書により記録を確認し、都市部を除き、年金事務所等で調査可能なものは、概ね確認作業を終了。21年10月から、市区町村の協力を得て、接触できない方の電話番号等の把握や記録の調査を実施している。

(1)調査中の案件(地方組織担当)

- 市区町村からの協力を得て電話番号情報等の収集を進め、市区町村からの情報提供が遅れたものを除き、22年7月末までを目途に確認作業を行う。

(2)今後の検討(本部担当)

- 受給者のうち現行のフォローアップ照会対象者以外の者及び加入者のうち定期便に未統合記録の情報を同封する対象者以外の者(2次名寄せ対象、期間重複ケース等でより不確実性の高いもの)に対するフォローアップや情報提供の実施については、費用対効果を見極めるため、サンプル的にフォローアップ・情報提供を行い、その結果を踏まえ検討する。

3 厚生年金等の旧台帳記録(約1466万件)に係る調査

※厚生年金等の旧台帳記録（約 1 4 6 6 万件）に係る調査（グレー便）

マイクロフィルムの形で保管されている厚生年金等の旧台帳記録と基礎年金番号記録との突合せの結果、旧台帳記録がご本人の記録である可能性がある方約68万人に対して、20 年 5 月に「年金加入記録の確認のお知らせ」を送付し、記録の確認作業を行っているもの。連絡先(電話番号等)の連絡をいただいた方について、個別に電話や訪問による記録の確認作業を行っている。

(1)調査中の案件(グレー便)(地方組織担当)

- 22年3月末時点で未処理のものについては、22年7月末までを目途に確認作業を行う。

(2)今後の検討(本部担当)

- 厚生年金等の旧台帳記録約 1466 万件のうち、グレー便を送付した約 68 万人分の記録以外のものについて、住民基本台帳ネットワークシステムとの突合せを行い、「生存者」の情報と一致した記録の加入期間等をパンチ入力・磁気データ化した上で、新たな年金受給につながる可能性がある方に対し、お知らせを送付する等の対応を検討する。

4 年金記録の確認のお知らせ(黄色便)

※年金記録の確認のお知らせ（黄色便）

未統合記録約 5000 万件について、「ねんきん特別便」による記録確認の取組と並行して、住民基本台帳ネットワークシステムや旧姓等の氏名変更履歴などとの突合せにより、未統合記録の持ち主である可能性がある方に 20 年6月から 21 年 12 月の間に「年金記録確認のお知らせ」を送付し、記録の確認作業を行っているもの。

(1)受給者及び事務所来訪加入者(地方組織担当)

- 22年3月以前に受け付けた分については、処理困難なケース(国民年金市区町村照会、本部照会、他県年金事務所照会)を除き、22 年12月末までを目途に確認作業を行う。

(2)加入者(本部担当)

- 22年3月以前に受け付けた分については、加入要件等についての説明やケースに即した個別判断が必要なもの等を除き、22年12月末までを目途に確認作業を行う。

5 ねんきん定期便

※ねんきん定期便

21年4月より、全ての現役加入者の方に対し、年金加入期間、保険料納付額及び年金見込額などを毎年誕生月にお知らせしているもの。「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。

(1) 厚生年金標準報酬相違・国民年金納付記録相違関係(地方組織担当)

- 22年3月以前に受け付けた分については、処理困難なケース(国民年金市区町村照会、本部照会、他県年金事務所照会)を除き、22年12月末までを目途に確認作業を行う。

(2) 厚生年金・国民年金期間相違関係(本部担当)

- 22年3月以前に受け付けた分については、加入要件等についての説明やケースに即した個別判断が必要なもの等を除き、22年12月末までを目途に確認作業を行う。

6 標準報酬等の遡及訂正事案

(1) 新基準等に基づく記録回復(地方組織担当)

- 21年12月に定められた6.9万件該当(3条件該当)事案についての新基準等に基づき、記録回復を進めることとし、2万件戸別訪問対象の従業員事案については、22年6月末までを目途に年金事務所段階における記録回復を進める。

※不適正な標準報酬等の遡及訂正処理が行われた可能性がある記録として抽出した以下の3条件全てに該当する記録(約6.9万件)のうち、厚生年金の受給者の分約2万件について、20年10月から戸別訪問調査を開始し、21年3月までに概ね終了。調査結果を踏まえ、必要な記録回復を進めている。

- ① 標準報酬月額を引き下げ処理と同日若しくは翌日に資格喪失処理が行われている。
- ② 5等級以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。
- ③ 6か月以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。

(2) 今後の検討(本部担当)

- これまで救済が図られた事案についての分析を行うとともに、1条件のみ該当、2条件のみ該当の事案についてのサンプル調査及び滞納事業所における資格喪失日の遡及訂正事案についてのサンプル調査を行い、その結果を踏まえ更なる記録回復方策について検討を行う。

7 年金事務所段階における記録回復の促進

(1) 新基準等に基づく記録回復(地方組織担当)

- 21年12月に定められた国民年金及び脱退手当金に関する新しい記録回復基準等に基づき、救済を進める。

(2) 今後の検討(本部担当)

- これまでの第三者委員会におけるあっせん事案及び非あっせん事案についての分析やサンプル調査の結果等を踏まえ、更なる記録回復方策について検討を行う。

8 年金を受給できる可能性がある未受給者への対策

※オンライン記録では受給資格期間を満たさない方約50万人に対して、21年12月に、「年金の加入期間に関するお知らせ」を送付して、合算対象期間等の受給資格期間として算定される期間の有無について注意喚起を行うとともに、任意加入制度の周知を図った。

(1) 年金受給にできる限り結びつけていくための事業展開(地方組織・本部担当)

- 21年12月に送付した「年金の加入期間に関するお知らせ」の対象者に対して、「私の履歴整理表」や「受給資格期間判別システム」の活用を促進するなどにより、引き続き年金事務所等できめ細やかな相談対応を行う。
- 本部においては、「年金の加入期間に関するお知らせ」送付後の相談対応の状況等についてフォローアップを行い、22年3月末時点での状況を踏まえ、必要な対応を行う。

(2) 今後の検討(本部担当)

- 21年12月に公表した「社会保険庁のオンラインシステム上の記録において受給資格期間(25年)を満たしている者に係る実態調査」の結果を踏まえた具体的対応策について、検討を行い、実施に移す。

9 受給者等への標準報酬等のお知らせ(受給者便)

※受給者等への標準報酬等のお知らせ(受給者便)

厚生年金受給者等に対し、標準報酬月額の情報を含むお知らせを送付し、標準報酬月額及び資格期間に漏れや誤りがないかをご本人に確認していただくもの。21年12月から送付を開始し、「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。

(1) 受給者便の発送(本部担当)

- 事務所の相談状況を踏まえて順次発送し、22年11月末までに送付を完了する。

(2) 受給者便への対応(地方組織担当)

- 23年3月末までに受け付けたものについて、処理困難なケース(国民年金市区町村照会、本部照会、他県年金事務所照会)を除き、23年12月末までを目途に確認作業を行う。(22年3月末までに受け付けたものについては、処理困難なケースを除き、22年12月末までを目途に確認作業を行う。)

10 厚生年金基金記録との突合せ(地方組織・本部担当)

- 厚生年金基金等との連携を図りながら、22年4月からを目途に第1次審査を、22年10月からを目途に第2次審査を開始する。第2次審査については、24年10月末までに厚生年金基金等から適用事業所の人事記録等の調査結果の報告があったものについて、25年3月末までを目途に必要な記録訂正を進める。

※第1次審査

厚生年金基金等から報告を受けた不一致記録について、機構において、マイクロフィルム、紙台帳と一致しているかを審査し、必要なものは記録訂正する。

※第2次審査

第1次審査において、オンライン上のデータが、マイクロフィルム、紙台帳等と一致しているが基金記録と不一致であるものについて、厚生年金基金等が行う適用事業所の人事記録等の調査の結果を踏まえ、記録訂正の対象となるかを判断し、必要なものは記録訂正する。

11 紙台帳等とコンピュータ記録の突合せ

(1) 国民年金の特殊台帳等とコンピュータ記録の突合せ(地方組織担当)

※国民年金特殊台帳

国民年金の被保険者台帳のうち、特例納付の記録、前納の記録、年度内の一部の期間のみ未納・免除となっている記録等の特殊な納付記録を記載したもの。

- 年金事務所で実施している2次審査を22年6月末までを目途に終了し、2次審査の結果、補正が必要と判断された記録について、22年9月末までを目途に本人へのお知らせを行う。

(2) 国民年金被保険者名簿、厚生年金被保険者名簿等とコンピュータ記録の突合せ(地方組織担当)

- 紙台帳検索システムの構築、突合せの拠点の立上げ等の準備を進め、平成22年秋頃までには紙台帳等とコンピュータ記録の突合せを開始し、優先順位を付けた上で、効率的に実施する。平成22年度中には、平成25年度までの4年間で全件照合を完了できる実施体制を整備し、平成23年度までの2年間に集中的に取り組む。

12 再裁定等

(1) 再裁定の進達(地方組織担当)

- ※再裁定の進達
年金受給者の受給権発生日以前の被保険者記録を訂正したことで年金の決定を改めて行う必要が生じた場合に、年金裁定に係る関係書類を年金事務所から機構本部に送付すること。
- 年金事務所における再裁定の申出受付から本部への進達について、平均処理期間を0.5か月とすることを目指す。

(2) 再裁定の処理(本部担当)

- 再裁定の処理については、難易度の高い再裁定案件も含め、2.5か月程度(進達期間を合わせて3か月程度)で処理できることを目指す。

(3) 時効特例給付(本部担当)

- ※時効特例給付
平成19年に制定された「厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律」に基づき、記録の統合等に伴い新たに判明した年金記録の追加により年金額の増加が図られる場合に、既に時効により消滅した5年より前の期間分の年金についてお支払いするもの。
- 時効特例給付については、時効特例給付の支払いのための期間を22年6月末までに概ね2か月程度とすることを目指す。

(4) 特別加算金の支給(地方組織・本部担当)

- ※特別加算金の支給
平成21年に制定された「厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律」に基づき、時効特例給付に一定の加算を行うもの。
- 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律に基づく特別加算金の支給について、円滑かつ迅速な処理に努める。

Ⅲ 環境の整備等

1 自宅や市区町村、郵便局等における年金記録の確認

- 23年3月末までに、現在のパソコンを使ったインターネットでの年金記録の確認をより使いやすいものにする。また、自宅でパソコンが使えない方であっても市区町村、郵便局等のパソコンを使って、保険料納付状況などを確認できるようにする。

また、23年度から新たに年金見込額のお知らせもできるよう、システム開発等の準備作業を進める。

- その上で、年金通帳について、国民の意向に関し調査を行い、検討を進める。

2 相談体制

- 受給者便の発送に合わせ、問合せ先となる専用ダイヤルのオペレーター席数を拡充するとともに、必要な研修を実施する。
- 受給者便の送付に伴う年金相談の増加に対応するため、年金事務所への社会保険労務士の派遣及び市区町村など身近な場所での年金相談等を拡充する。
- 「私の履歴整理表」の活用促進等によりきめ細やかな相談対応に努めるとともに、年金相談窓口に行くのに不便な地域住民への配慮や、複雑事例への適切な対応の観点からの方策について検討を行う。

3 関係団体等への協力依頼

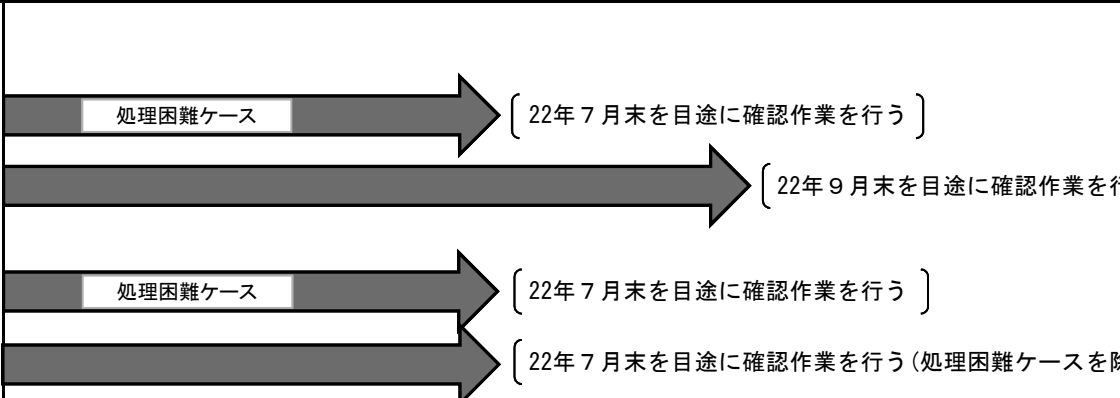
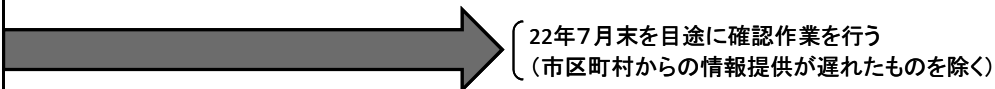
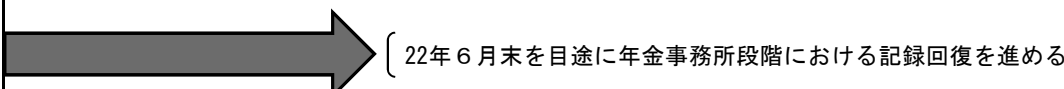
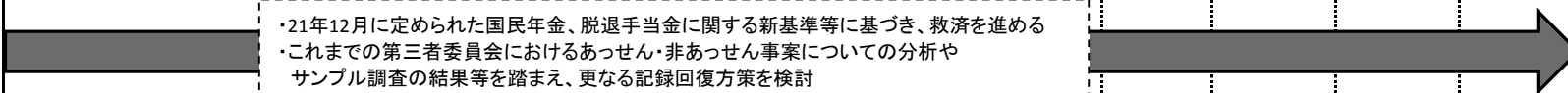
- 受給者、加入者による年金記録の確認に係る情報(受給者便の送付等)や年金を受給できる可能性がある未受給者への対策(合算対象期間、請求手続等)について、市区町村や関係団体の広報誌への掲載、年金委員等を通じた周知等を進める。

4 ねんきん定期便等の未送達分への対応

- ねんきん定期便や受給者便などが未送達の方に対し、呼びかけの広報を行うとともに、これらの送付状況を踏まえ、23年4月から実施予定の住民基本台帳ネットワークシステムを通じた住所把握の仕組みを活用して、改めて定期便等の送付を行うことを検討する。

年金記録問題への対応の実施計画（工程表）

<概要>

	22年度	23年度	24年度	25年度								
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月			
1 ねんきん特別便 (1) 受給者及び事務所来訪加入者 ① 21年3月以前受付分 ② 21年4月から22年3月までの受付分 (2) 加入者 ① 21年3月以前受付分 ② 21年4月から22年3月までの受付分	 〔22年7月末を目途に確認作業を行う〕 〔22年9月末を目途に確認作業を行う(処理困難ケースを除く)〕 〔22年7月末を目途に確認作業を行う〕 〔22年7月末を目途に確認作業を行う(処理困難ケースを除く)〕									(注)共済期間の確認を要するものについては、共済過去記録により確認を行うことができるものは左記により作業を行い、更に共済組合等への照会を要するものは、共済組合等から速やかに回答を得て迅速に処理することを目指す。		
2 フォローアップ照会	 〔22年7月末を目途に確認作業を行う (市区町村からの情報提供が遅れたものを除く)〕									現在の対象者以外のフォローアップや情報提供の実施については、費用対効果を見極めるためサンプル的なフォローアップ・情報提供を行い、その結果を踏まえ検討		
3 厚生年金等の旧台帳記録 (約1466万件)に係る調査	 〔22年7月末を目途に確認作業を行う〕 ※22年3月末で未処理のグレー便対象案件									グレー便を送付した68万件以外のものについて、住基ネットとの突合せを行い、新たな年金受給につながる可能性がある方に対するお知らせ等の対応を検討		
4 年金記録の確認の お知らせ(黄色便)	 〔22年12月末を目途に確認作業を行う (処理困難ケースを除く)〕 ※22年3月以前受付分											
5 ねんきん定期便	 〔22年12月末を目途に確認作業を行う (処理困難ケースを除く)〕 ※22年3月以前受付分											
6 標準報酬等の遡及訂正 事案	 〔22年6月末を目途に年金事務所段階における記録回復を進める〕 ※2万件戸別訪問対象の従業員事案の新基準等に基づく記録回復									これまでの救済事案の分析とともに、1条件のみ、2条件のみ該当のサンプル調査を行い、更なる記録回復方策を検討		
7 年金事務所段階での 記録回復の促進	 ・21年12月に定められた国民年金、脱退手当金に関する新基準等に基づき、救済を進める ・これまでの第三者委員会におけるあつせん・非あつせん事案についての分析やサンプル調査の結果等を踏まえ、更なる記録回復方策を検討											

	22年度	23年度	24年度	25年度								
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月			
8 年金を受給できる可能性 がある未受給者への対策	・21年12月に送付した「年金の加入期間に関するお知らせ」の対象者に対して、引き続ききめ細やかな相談対応を行う。 ・上記相談対応の状況等についてフォローアップを行い、3月末の状況を踏まえ必要な対応を行う。 ・受給資格期間(25年)を満たしている者への具体的対応策を検討・実施											
9 受給者等への標準報酬等 のお知らせ（受給者便）	送 送 22年11月末までに送付を完了 処 理 23年3月以前受付分を23年12月 までを目途に確認作業を行う (処理困難ケースを除く) 22年3月以前受付分を22年12月 までを目途に確認作業を行う (処理困難ケースを除く)											
10 厚生年金基金記録との 突合せ	24年10月末までに基金等から報告があったものについて 25年3月末までを目途に必要な記録訂正を進める ▲4月を目途に1次審査開始 ▲10月を目途に2次審査開始											
11 紙台帳等とコンピュータ 記録の突合せ	国年特殊台帳等 ▲6月末までを目途に二次審査終了 ▲9月末までを目途に本人にお知らせ 国年被保険者名簿、厚年被保険者名簿 ▲秋ごろまでには作業開始 ・22年度中には、25年度までの4年間で全件照合を完了できる 実施体制を整備。 ・23年度までの2年間に集中的に取り組む。											
12 再裁定等	○再裁定の進達： 年金事務所における申出受付から本部への進達について平均処理期間を0.5か月とすることを目指す。 ○再裁定の処理： 難易度の高い案件も含め、2.5か月程度（進達期間を合わせて3か月程度）で処理できることを目指す。 ○時効特例給付： 支払いのための期間を22年6月末までに概ね2か月程度とすることを目指す。 ○特別加算金の支給： 遅延加算金法に基づく特別加算金の支給について、円滑かつ迅速な処理に努める。											

※環境の整備等

① 自宅や市区町村、郵便局等における年金記録の確認

- ・23年3月までに、現在のパソコンを使ったインターネットでの年金記録の確認をより使いやすいものにする。また、自宅でパソコンが使えない方であっても市区町村、郵便局等のパソコンを使って、保険料納付状況などを確認できるようにする。また、23年度から新たに年金見込額のお知らせもできるよう、システム開発等の準備作業を進める。
- ・その上で、年金通帳について、国民の意向に関し調査を行い、検討を進める。

② 相談体制の整備

③ 関係団体等への協力依頼

④ 各種お知らせの未送達分への対応の検討

年金記録問題への対応の実施計画(工程表)＜改定＞の各項目に係る処理状況（23年2月末）

	受付件数	処理件数	処理件数 /受付件数	残数
資格照会(一般の資格照会、ねんきん特別便、黄色便)	1491.6万件	1483.1万件	99%	
(1)受給者及び事務所来訪加入者	778.2万件	770.9万件	99%	
①22年3月以前受付け分	753.0万件	750.0万件	99%	3.0万件
・資格照会、ねんきん特別便	698.2万件	695.4万件	99%	2.8万件
・黄色便	54.8万件	54.6万件	99%	0.2万件
②22年4月以降受付け分	25.2万件	20.9万件	83%	4.3万件
・資格照会、ねんきん特別便	23.3万件	19.2万件	82%	4.1万件
・黄色便	1.9万件	1.7万件	89%	0.2万件
(2)加入者	713.4万件	712.2万件	99%	1.2万件
※共済等照会分	123.0万件	103.3万件	84%	19.7万件
ねんきん定期便	205.7万件	182.2万件	89%	
(1)厚年標準報酬・国年納付記録関係	108.4万件	95.2万件	88%	13.2万件
①22年3月以前受付け分	80.5万件	75.8万件	94%	4.7万件
②22年4月以降受付け分	27.9万件	19.4万件	70%	8.5万件
(2)厚年・国年期間相違関係	97.3万件	87.0万件	89%	10.3万件
①22年3月以前受付け分	65.4万件	63.1万件	96%	2.3万件
②22年4月以降受付け分	31.9万件	23.9万件	75%	8.0万件
受給者等への標準報酬等のお知らせ(受給者便)	85.0万件	63.2万件	74%	
①22年3月以前受付け分	18.8万件	18.3万件	97%	0.5万件
②22年4月以降受付け分	66.2万件	44.9万件	68%	21.3万件
厚生年金基金記録との突合せ(地方組織・本部担当)				
第一次審査	212万件	74万件	35%	138万件

	平均処理期間	累積処理件数	未処理件数
再裁定等			
(1)再裁定の進達(注1)[目標0.5ヶ月]	0.3か月	194.2万件	0.5万件
(2)再裁定の処理(注1)[目標2.5ヶ月]	2.2か月	303.9万件	2.6万件
(3)時効特例給付(注2)[目標概ね2ヶ月]	2.5か月	233.1万件	10.2万件

(注1)「累積処理件数」「未処理件数」は平成20年1月から23年2月までの累計。

(注2)「平均処理期間」は23年1月末の数値であり、「累積処理件数」「未処理件数」は平成20年1月から23年1月までの累計。

未統合記録5,095万件の解明状況

(平成18年6月時点)

未統合
記録

5,095
万件

(平成23年03月時点)

統合済みの記録
1,563万件

特別便などによって、
解明作業が進展中の記録
1,001万件

今後、更に解明を
進める記録
976万件

既に亡くなられているなど、
一定の解明がなされた記録
1,555万件

平成18年6月に
5,095万件あった
未統合記録のうち、
1,563万件
(1,239万人※)
統合済み

※ 人数内訳
受給者 517万人
被保険者 722万人

未統合記録の解明

- 「ねんきん特別便」による記録確認の取組と並行して、未統合記録の内容に応じた様々な方法による解明作業に計画的に取り組む。
- 18年6月に5095万件あった未統合の記録のうち、既に統合済みの記録は1563万件に増加、今後解明を進め、一定の時点において開示等を検討する記録は976万件まで減少。

【未統合記録の統合・解明状況について】

(19年12月)

(23年03月)

・基礎年金番号に統合済みの記録 310万件	→	1563万件
・その他一定の解明がなされた記録(死亡・脱退手当金受領等) 1240万件	→	1555万件
・名寄せにより特別便を送付した記録 1100万件	→	547万件
・解明作業が進展中の記録(住基ネット調査、旧姓による調査等)	→	454万件
・今後解明を進め、一定の時点において開示等を検討する記録 2445万件	→	976万件
計 5095万件		計 5095万件

未 統 合 記 録 の 全 体 像 〔 平成23年03月 〕

- 18年6月からの統合済み件数「4」は、1563万件【19年12月より1253万件増加】（「名寄せ特別便」の送付対象「5」は、547万件）
- その他一定の解明がなされた記録「1」～「3」は、1555万件【19年12月より315万件増加】
- 今後解明を進め、一定の時点において開示等を検討する記録「7」は、976万件【19年12月より1469万件減少】
- 住基ネットの活用等により、454万件の解明作業が進展「6」

記 録 の 内 容	平成19年12月		平成23年03月		増減	増減の主な要因、備考
	(万件)	割 合	(万件)	割 合	(万件)	
1 死亡が判明した者等の記録	1,550	30.4%	3,118	60.2%	1,568	
① 死亡の届出がされている記録等	360	7.1%	649	12.7%	289	・ 解明作業の進展による増
② 住基ネット調査で「5年以内死亡者」と判明した記録			404	7.9%	44	
③ 既に死亡している受給者等の記録との突合等で該当した記録			65	1.3%	65	
			179	3.5%	179	
2 脱退手当金の受給等により新たな受給に結びつかないと考えられる記録	460	9.0%	560	11.0%	100	・ 解明作業の進展による増
3 5千万件中、複数の手帳記号番号を保有していると考えられる者の記録（重複分のみ計上）	420	8.2%	347	6.8%	-73	・ 記録の統合等の進展による減
4 平成18年6月1日以降基礎年金番号に統合済みの記録	310	6.1%	1,563	30.7%	1,253	・ ねんきん特別便の送付や日々の相談・裁定等を契機として、記録の統合が進んだことによる増
5 名寄せにより基礎年金番号の記録と結びつく可能性があり、「名寄せ特別便」を送付した記録（「4」計上分を除く）	1,100	21.6%	547	10.7%	-625	・ 記録の統合が進んだことによる減
① 年金受給者との名寄せ	300	5.9%	177	3.5%	-158	（※名寄せは1172万件が最終結果のため、「増減」欄は1172万件からの減少数）
② 被保険者との名寄せ	800	15.7%	376	7.4%	-469	
6 解明作業が進展中の記録			454	8.9%	454	・ 解明作業の進展による増
① 氏名等の補正処理が完了した「漢字カナ変換の使用により名寄せされなかった記録」			75	1.5%	75	・ このうち基礎年金番号の記録と結びつく可能性がある記録等について「記録確認のお知らせ」を送付
② 住基ネット調査で「生存者」と判明した記録			295	5.8%	295	
③ 旧姓データを活用した調査により特定された「婚姻等により氏名を変更していると考えられる者の記録」			61	1.2%	61	
④ 払出簿による氏名等の補正後に、基礎年金番号の記録と結びつく可能性がある記録			23	0.5%	23	
7 今後解明を進め、一定の時点において開示等を検討する記録	2,445	48.0%	976	19.2%	-1,469	・ 解明作業及び記録の統合が進んだことによる減
・ 死亡していると考えられる者の記録						・ 各種解明作業を行うとともに、一定の時点において開示等により解明・統合を進めることを検討
・ 海外居住者						
・ 届出誤り（誤った氏名・生年月日）により収録された記録 等						
計	5,095	100.0%	5,095	100.0%		

○ 「平成19年12月」は、平成19年09月14日時点のデータ（ただし、統合済み記録数は11月9日時点、名寄せ件数は12月11日時点）をベースに作成

○ 「平成23年03月」は、平成23年03月03日時点のデータをベースに作成